

# 石川県公報

平成30年4月6日

第13094号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○新幹線用地対策室南加賀分室の廃止 (交通政策課)	1	○保安林の指定予定 (森林管理課)	3
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	1	○公有水面埋立ての免許 (港湾課)	4
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (同)	1	○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課)	5
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○公安委員会	
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2	○地域交通安全活動推進委員の委嘱	5
○特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	2	○平成30.2.21号外第9号中	8

## 告 示

### 石川県告示第154号

新幹線用地対策室南加賀分室は、平成30年4月4日限り廃止した。

平成30年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県告示第155号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成30年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
眼 科	大 貫 眼 科 医 院	珠洲市上戸町北方2-147	大貫 和徳	平成30年3月23日
外 科	公 立 宇 出 津 総 合 病 院	能登町宇出津タ字97番地	舟木 洋	〃

### 石川県告示第156号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成30年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
脳神経外科	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	木村 誠	平成30年1月4日

### 石川県告示第157号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	だまされてペロペロ わかれて貰います	オ ー ビ ー 映 画
〃	青春のささくれ 不器用な舌使い	〃
〃	さかり荘 メイドちゃんご用心	〃
〃	密室の愛戯 乱れさせて	新 東 宝 映 画
〃	再会の浜辺 後悔と寝た女	オ ー ビ ー 映 画

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成30年4月6日

## 石川県告示第158号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成30年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 ( ナ ン バ ー )	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2018年5月号 (04333-05)	(株) ジ ー ノ ッ ト
〃	Nai Nai プレス北陸 2018年5月号 (06805-05)	電 王 堂 出 版 (株)

## 付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成30年4月6日

## 石川県告示第159号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
輪島市のうち 町野地区	平成30年5月15日（火） （午後1時から午後3時まで）	輪島市役所 町野支所

輪島市のうち 門前地区	平成30年5月16日(水) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	輪島市役所 門前総合支所
輪島市のうち 朝市通り周辺地区	平成30年5月17日(木) (午前10時から正午まで)	おやすみ処よっていかんげ (永井豪記念館隣)
輪島市のうち 町野地区、門前地区及び 朝市通り周辺地区を除く地区	平成30年5月17日(木) (午後1時30分から午後3時まで) 平成30年5月18日(金) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	輪島市役所
川北町全域	平成30年5月22日(火) (午後1時30分から午後3時まで)	川北町役場

- 2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

区 域	日 時	場 所
小松市、輪島市、加賀市、羽咋市、能美市、川北町、中能登町、穴水町及び能登町	平成30年5月15日(火)から同年12月28日(金)まで (午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)	特定計量器の所在する場所

石川県告示第160号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所  
金沢市中尾町ヌ35から38まで
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 保安林予定森林の所在場所  
河北郡津幡町字上大田甲ヌ53、乙ヌ1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第161号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成30年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 免許年月日

平成30年3月28日

2 免許を受けた者の名称

石川県

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

金沢市戸水町夕之部63番3の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点を順次に結んだ線及び③の地点から⑬の地点及び①の地点から⑭の地点を順次に結ぶ平成29年の秋分の満潮位(D.L.+0.42m)における公有水面と戸水物揚場、国有港湾施設及び工作物との境界線により囲まれた区域

①の地点 二等水準点(43-008-009)

(北緯36度36分24.0369秒、東経136度36分55.4627秒)から

- 19度24分28秒 191.64mの地点
- ②の地点 ①の地点から 258度05分27秒 29.40mの地点
- ③の地点 ②の地点から 285度21分13秒 25.55mの地点
- ④の地点 ③の地点から 195度36分07秒 2.23mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 105度37分04秒 0.64mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 166度09分02秒 13.76mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 76度27分57秒 0.02mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 166度27分50秒 1.00mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 76度27分57秒 0.02mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 166度27分50秒 6.00mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 76度27分50秒 0.04mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 166度27分50秒 8.80mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 76度27分59秒 0.04mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 166度27分49秒 70.15mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 76度27分55秒 3.97mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 166度35分29秒 2.50mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から 76度16分19秒 47.57mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から 346度42分49秒 51.94mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から 256度45分11秒 0.01mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から 346度44分56秒 9.50mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から 76度40分27秒 0.09mの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から 346度49分36秒 19.50mの地点

㉓の地点 ㉒の地点から 76度26分55秒 0.05mの地点

①の地点 ㉓の地点から 346度27分50秒 10.30mの地点

ウ 面積

4,891.00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

金沢市戸水町夕之部63番3並びに当該番地の地先公有水面

イ 区域

次の地点のうちA1の地点からA14の地点までを順次に結んだ線及びA1の地点とA14の地点を結んだ線により囲まれた区域

A1の地点 二等水準点(43-008-009)

(北緯36度36分24.0369秒、東経136度36分55.4627秒)から

21度06分27秒 196.72mの地点

A2の地点 A1の地点から 76度30分33秒 35.31mの地点

A3の地点 A2の地点から 348度00分00秒 113.00mの地点

A4の地点 A3の地点から 258度00分00秒 120.00mの地点

A5の地点 A4の地点から 168度00分00秒 89.02mの地点

A6の地点 A5の地点から 195度46分31秒 51.17mの地点

A7の地点 A6の地点から 105度59分54秒 14.14mの地点

A8の地点 A7の地点から 76度36分52秒 28.05mの地点

A9の地点 A8の地点から 166度27分55秒 28.72mの地点

A10の地点 A9の地点から 165度58分42秒 45.46mの地点

A11の地点 A10の地点から 168度01分08秒 25.93mの地点

A12の地点 A11の地点から 78度00分00秒 62.92mの地点

A13の地点 A12の地点から 347度59分42秒 26.53mの地点

A14の地点 A13の地点から 76度32分44秒 4.79mの地点

A1の地点 A14の地点から 346度42分49秒 99.76mの地点

ウ 面積

23,225.04平方メートル

4 埋立地の用途

緑地

公 告

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
加 賀 市 土 地 改 良 区	平 成 30 年 3 月 30 日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第33号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により告示する。

平成30年4月6日

石川 県 公 安 委 員 会

平成30年度地域交通安全活動推進委員

石川 県 公 安 委 員 会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	委嘱年月日
金 沢 中 警 察 署	佐 渡 和 明	金沢市	平成30年4月1日
	関 澤 進	金沢市	
	高 田 千恵子	金沢市	
	水 口 丈 夫	金沢市	
	平 野 正 盛	金沢市	
	山 下 茂 男	金沢市	
	源 正 弘	金沢市	
	田 中 妙 子	金沢市	
	岩 井 重 哲	金沢市	
	山 岸 育 代	金沢市	
	東 良 光	金沢市	
	藪 内 吉 巳	金沢市	
前 川 由 美	金沢市		
金 沢 東 警 察 署	関 仁	白山市	
	的 場 暎 夫	金沢市	
	太 田 治 郎	金沢市	
	岩 田 修	金沢市	
	坂 本 守	金沢市	
	原 子 光 昭	白山市	
	米 田 彰	金沢市	
	中 村 里 美	金沢市	
村 上 裕美子	金沢市		
金 沢 西 警 察 署	喜 多 淳 児	金沢市	
	田 井 良 治	金沢市	
	中 村 美智子	金沢市	
	長 能 豊 実	金沢市	
	南 部 喜 孝	金沢市	
	西 山 勇	金沢市	
	南 野 洋 子	金沢市	
	山 田 節 子	金沢市	
大 聖 寺 警 察 署	長 澤 一 郎	加賀市	
	岡 田 憲 明	加賀市	
	東 出 友 明	加賀市	
	村 中 珠 恵	加賀市	
	吉 田 五 龍	加賀市	
	池 田 ゆかり	加賀市	
	小 新 知 治	加賀市	
	北 村 嘉 章	小松市	
小 松 警 察 署	森 金太郎	小松市	
	押 野 瑞 代	小松市	
	倉 重 道 弘	小松市	
	武 田 新 平	小松市	

	高野力誠 福島徹 高山章	小松市 小松市 小松市
寺井警察署	村上忠志 中野博昭 秋田順孝 北登志幸 田上好裕	能美市 能美市 能美市 能美郡川北町 能美市
白山警察署	亀田達也 島田康隆 河奥徳光 今井信介 二木喜博 宮森八代江 大長行雄 北村達也 黛孝彦 中川敬一 上野弘子	小松市 白山市 白山市 白山市 白山市 白山市 金沢市 白山市 白山市 白山市 野々市市
津幡警察署	中町賢治 幸田久胡 上山幸吉 庭田忍 川幡明嗣 杉本啓二	河北郡津幡町 河北郡内灘町 かほく市 かほく市 河北郡津幡町 かほく市
羽咋警察署	稲岡利男 霊崎昇一 谷野暢子 磯見篤介 原田栄 橋爪由紀子 坂室幸志	羽咋郡志賀町 羽咋郡志賀町 羽咋郡志賀町 羽咋市 羽咋市 羽咋郡志賀町 羽咋市
七尾警察署	播摩正義 井田松円 宮本義典 室屋佳美 領家優 久木稔夫 杉本祐一 坪野侃	七尾市 七尾市 七尾市 七尾市 鹿島郡中能登町 七尾市 七尾市 七尾市
輪島警察署	里谷光弘 杉谷忠勝 高田雅文 伏原正志 森脇義幸 坂本間太彦 坂本義雄	輪島市 輪島市 輪島市 輪島市 輪島市 鳳珠郡穴水町 輪島市

	権野正輝 山田謙太郎 米田美智江	輪島市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡穴水町
珠洲警察署	山根義昭 谷口信幸 安用寺伯文 直川修次 橋本忠雄 西中宏美 堂前靖彦 多間利一 向平節子	鳳珠郡能登町 珠洲市 珠洲市 珠洲市 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 珠洲市 鳳珠郡能登町

**正 誤**

平成30年2月21日発行の石川県公報号外第9号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
2	いしかわ子ども総合条例施行規則の一部を改正する規則	※返せ	環返せ